

制定 平成 17 年 7 月 29 日 国海査 169 号
変更 平成 18 年 6 月 8 日 国海査 93 号
変更 平成 18 年 12 月 25 日 国海査 370 号
変更 平成 19 年 6 月 28 日 国海査 100 号
変更 平成 19 年 8 月 29 日 国海査 196 号
変更 平成 19 年 11 月 26 日 国海査 339 号
変更 平成 20 年 1 月 8 日 国海査 397 号 品質管理規則の変更
変更 平成 20 年 5 月 15 日 国海査第 87 号
変更 平成 20 年 12 月 25 日 国海査第 449 号
変更 平成 21 年 12 月 24 日 国海査第 391 号
変更 平成 24 年 3 月 26 日 国海査第 522 号
変更 平成 25 年 1 月 1 日 国海査第 429 号
変更 平成 25 年 10 月 1 日 国海査第 252 号
変更 平成 26 年 3 月 10 日 国海査第 451 号
変更 平成 26 年 12 月 26 日 国海査第 421 号
変更 平成 27 年 4 月 16 日 国海査第 16 号
変更 平成 28 年 4 月 28 日 国海査第 32 号

検 査 業 務 規 程

一般財団法人 新日本検定協会

目 次

第1章 総 則（第1条―第5条）	1
第2章 検査の申請（第6条―第8条）	2
第3章 検査業務の実施方法（第9条―第16条）	3
第4章 検査証の交付（第17条―第20条）	4
第5章 検査業務の信頼性確保等（第21条―第23条）	4
第6章 検査員の選任等（第24条―第25条）	5
第7章 料金及び旅費（第26条―第27条）	5
第8章 雑則（第28条―第33条）	5
附 則	6
別紙1～別紙3	7
第1号様式～第13号様式	10

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この規程は、船舶安全法（昭和8年法律第11号。以下「法」という。）第28条第7項において準用する法第25条の51第1項前段の規定に基づき、法第28条第1項第2号で規定する検査に係る業務（以下「検査業務」という。）に関する事項を定め、その適正かつ確実な実施を図ることを目的とする。

（用 語）

第2条 この規程において使用する用語は、この規程において定めるもののほか、法、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号。以下「危規則」という。）、船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和54年運輸省告示第549号。以下「危告示」という。）及び船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示（昭和52年運輸省告示第585号。以下「放告示」という。）において使用する用語の例によるものとする。

（対象検査）

第3条 この規程での検査とは、危規則第111条第1項の危険物積付検査（以下「積付検査」という。）及び第112条第1項の危険物コンテナ収納検査（以下「収納検査」という。）をいう。

（検査業務の基本方針）

第4条 検査業務に従事する役員及び職員は、検査業務の持つ意義と重要性を認識するとともにその使命と責任を自覚し、関係法令及びこの規程に基づき適正かつ確実に検査業務を遂行すること。

（権限の委譲）

第5条 会長は、別に定める「品質管理規則」の検査業務を行う事業所（本部にあっては「安全環境室」）の長（以下「検査事業所長」という。）に次に掲げる事項に係わる権限を委譲するものとする。

- 一 危険物積付検査申請書（以下「積付検査申請書」という。）（第1号様式）若しくは危険物コンテナ収納検査申請書（以下「収納検査申請書」という。）（第2号様式）の受理に関する事項
- 二 危険物積付検査証（以下「積付検査証」という。）（第3号様式）若しくは危険物コンテナ収納検査証（以下「収納検査証」という。）（第4号様式）の作成、交付に関する事項

三 検査に関する料金及び旅費の請求並びに収受に関する事項

第2章 検査の申請

(申請の受付け)

第6条 申請の受付けは、検査の区分に応じて、積付検査申請書若しくは収納検査申請書（以下「申請書」という。）の提出を受けて行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、収納検査にあつては危険物コンテナ収納検査オンライン申請システム（以下「オンライン申請システム」という。）を使用して申請を受付けることができるものとする。

3 前2項の申請を受付ける時間は、原則として次のとおりとする。なお、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で定める国民の祝日並びに年末年始（12月30日から1月4日まで）は、原則として受付けない。

平日 午前8時30分から12時まで

午後1時から4時30分まで

土曜日 午前8時30分から12時まで

(申請書の受理)

第7条 検査事業所長は、前条の申請書の提出があつたときは、誤字、脱字等の不備がないことをチェックするとともに次に掲げる事項を審査し、適正であると認められるものについてこれを受理するものとする。

一 積付検査申請書

イ 積付検査を受けなければならない危険物及び船舶であること。

ロ 代理人申請の場合、委任状等が添付されていること。

ハ 船舶での運送又は混載が禁止されている危険物でないこと。

ニ 危規則並びに危告示、放告示及び関係通達で定める積載場所であること。

ホ 検査を受けようとする年月日において検査が可能であること。

二 収納検査申請書

イ 収納検査を受けなければならない危険物及びコンテナであること。

ロ 代理人申請の場合、委任状等が添付されていること。

ハ 隔離を要する危険物又は当該危険物と危険な物理的、化学的作用を起こすおそれのある危険物が混載されないこと。

ニ 容器及び包装は、危告示別表第1の容器及び包装の欄に定められているものであること。

ホ 危険物及びその他の収納貨物の数量がコンテナの最大積載質量を越えていないこと。

へ 検査を受けようとする年月日及び場所において検査が可能であること。

2 申請書の受理後、申請者から申請書に記載された事項について変更したい旨の申出があつたときは、内容を変更した申請書を提出させるものとする。

(書類の提出)

第8条 検査事業所長は、申請書を受理したときは、申請者に対し、次に掲げる書類のうち検査のために必要と認める書類の写しの提出を求めることができる。

一 危険物運送船適合証

二 危険物明細書

三 コンテナ危険物明細書

四 安全データシート（SDS）

五 貨物固縛マニュアル

- 六 危規則第 390 条の 2 の規定に基づき、国土交通大臣又は地方運輸局長の許可を受けた場合の許可証
- 七 危規則第 107 条の規定に基づき、国土交通大臣の承認を受けた場合の承認証
- 八 火薬類の容器包装について、最寄りの地方運輸局長の確認を受けた場合の確認証
- 九 危険物の運送及び隔離危険物の同一容器、同一オーバーパック、同一コンテナへの収納について、船積地を管轄する地方運輸局長の承認を受けた場合の承認書
- 十 その他必要と認める書類

第 3 章 検査業務の実施方法

(検査の準備)

第 9 条 検査事業所長は、申請書を受理したときは、検査のために必要な準備を申請者に指示することができる。

(担当検査員の指名)

第 10 条 検査事業所長は、申請書を受理したときは、所属検査員の中から当該検査を担当する検査員をすみやかに指名するものとする。

(検査員証の提示)

第 11 条 検査員は、その身分を示す検査員証（第 5 号様式）を携帯し、検査を行う前に関係人にこれを提示しなければならない。

(検査の打合せ等)

第 12 条 担当検査員は、検査の実施方法について関係人と綿密な打合せ後、検査を行うものとする。

(検査の内容)

第 13 条 積付検査は、積載方法その他積付けについて、危規則並びに危告示、放告示及び関係通達で定める技術的基準（以下「技術的基準」という。）に適合しているか否かについての検査とする。

2 収納検査は、危険物のコンテナへの収納方法について、技術的基準に適合しているか否かについての検査とする。

(検査の方法)

第 14 条 積付検査は、検査員が別紙 1 の機械器具を用いて、附属書 1 の「積付検査実施要領」に基づいて行うものとする。

2 収納検査は、検査員が別紙 1 の機械器具を用いて、附属書 2 の「収納検査実施要領」に基づいて行うものとする。

(合否の判定)

第 15 条 検査員は、検査を実施した結果、技術的基準に適合していると認めるときは合格と判定し、それ以外の場合は不合格と判定するものとする。

2 不合格と判定した場合、検査事業所長は文書をもってその旨を申請者に通知するものとする。

(検査済票の貼付等)

第 16 条 検査員は収納検査において、合格と判定したコンテナに対して扉が確実に施錠された後、「危険物コンテナ収納検査済票」（第 6 号様式）を扉に貼付すること。

- 2 前項の危険物コンテナ収納検査済票は、危険物の運送が終了するまでの間、記載内容が消えるおそれのないものでなければならない。
- 3 収納検査に合格したコンテナであって、申請書の陸揚地の欄に米国の地名が記載されているものは、扉の開閉具をコンテナシール（第13号様式）で封印するものとする。

第4章 検査証の交付

（検査証の作成、交付等）

- 第17条 検査員が合格と判定した場合、検査事業所長は、積付検査若しくは収納検査に合格したことを証する積付検査証若しくは収納検査証（以下「検査証」という。）を作成するものとする。
- 2 検査事業所長は、検査事業所において前項の検査証を申請者に交付するものとする。
 - 3 検査事業所長は、申請者等から紛失又はき損を理由に検査証の再交付請求があった場合、検査証を再交付することができる。

（事前決裁）

- 第18条 検査員は、検査事業所長の事前決裁を受けることにより、検査を行った場所において検査証を作成し、申請者等に交付することができるものとする。

（英訳証明書の作成及び交付）

- 第19条 検査事業所長は、申請者から英訳証明書の交付請求があった場合は、第17条で作成した検査証のほかに、当該英訳証明書（Format 7 又は Format 8）を作成し交付するものとする。

（証 印）

- 第20条 検査証に押捺する証印は、第9号様式の印影のものとし、大きさは27mm×27mmとする。
- 2 検査事業所長は、証印を適切に保管しなければならない。

第5章 検査業務の信頼性確保等

（品質マネジメント）

- 第21条 会長は、別に定める「品質管理規則」に基づき、検査業務の信頼性を確保するための品質マネジメントの実施を図るものとする。
- 2 会長は、役員又は執行役員のうちから専任の管理責任者を選任し、品質マネジメントシステムの運用を行わせるものとする。
 - 3 安全環境室長は、管理責任者を補佐するとともに、管理責任者が不在の時にはその責任及び権限を代行するものとする。

（秘密の保持）

- 第22条 検査業務に従事する役員及び職員は、業務上知り得た情報を第三者に漏洩することがあってはならない。
- 2 検査事業所長は、申請書及び第8条に基づき提出された書類を適切に保管、管理しなければならない。

（公正の確保）

- 第23条 検査業務に従事する役員及び従業員は、検査業務の運営に当っては、公正の確保に努めなければならない。

第6章 検査員の選任等

(検査員の選任)

第24条 会長は、管理責任者から別に定める「検査員の選考に関する規則」に基づく検査員の推薦があった場合、その者が検査員として適任であると認めるときは検査員として選任し、その旨国土交通大臣に届け出るものとする。

(検査員の解任)

第25条 会長は、検査員が次の各号の一に該当することとなったとき又は国土交通大臣から検査員の解任を命じられたときは当該検査員を解任し、その旨国土交通大臣に届け出るものとする。

- 一 健康上その他の理由により検査員として適格でなくなったとき。
- 二 協会の従業員でなくなったとき。

第7章 料金及び旅費

(料金の額)

第26条 申請者が納付する検査に関する料金及び旅費並びに法第28条第7項において準用する法第25条の53第2項第2号又は第4号の財務諸表等を請求するときの費用は、別紙2「危険物積付検査料金表」及び別紙3「危険物コンテナ収納検査料金表」に定めるところによるものとする。

(納付)

第27条 前条の料金及び旅費は、検査終了後、検査事業所長が作成した請求書をもって請求するものとする。

- 2 申請者は、請求書を受領した後は、すみやかに指定された銀行に振込まなければならない。
- 3 納付された料金及び旅費は、いかなる場合であっても返還しないものとする。

第8章 雑則

(委任状等の提出)

第28条 申請者が、申請の手続きを代理人に委任する場合は、申請書提出時に次に掲げるいずれかの書類（以下「委任状等」という。）を提出させるものとする。

- 一 委任状（第10号様式）の写し
 - 二 申請者と代理人が交わした業務委託契約書の写し
 - 三 法人にあっては、その代表者から担当者への権限委譲証明書の写し
- 2 委任状等の内容に変更があった場合は、変更内容を文書で提出させるものとする。

(教育訓練)

第29条 安全環境室長は、検査員の選任研修を行うとともに検査業務に従事している検査員に対して検査員研修を行い、検査員の知識技能の向上に努めるものとする。

- 2 研修は、選任研修、リフレッシュ研修、臨時研修及び特別研修とし、研修教科等については、「収納検査業務等の教育訓練手順書」に基づくものとする。

(帳簿)

第30条 法第28条第7項において準用する法第25条の59で規定する帳簿の様式は、第11号様式及び第

12号様式とする。

2 検査終了後、検査員は帳簿に所要事項を記載し、検査事業所長が記載内容を確認するものとする。

(書類の送付)

第31条 検査事業所長は、検査終了後すみやかに申請書の写し、検査証の写し及び英訳証明書の写しを安全環境室長へ送付するものとする。

2 検査事業所長は、帳簿の写しを毎4半期(4月を起算月とする毎3月を1の4半期とする。)ごとにとりまとめ、当該4半期経過後7日以内に安全環境室長へ送付するものとする。

(書類の保存)

第32条 安全環境室長及び検査事業所長は、検査業務に関する書類を次の区分に従い保存するものとする。

一 安全環境室長

イ 申請書の写し、検査証の写し及び英訳証明書の写しをそれぞれ所定の綴りに整理し1年間保存する。

ロ 帳簿の写しを所定の綴りに整理し、3年間保存する。

二 検査事業所長

イ 申請書、委任状等の写し、検査証の写し及び英訳証明書の写しをそれぞれ所定の綴りに整理し、3年間保存する。

ロ 帳簿を所定の綴りに整理し、5年間保存する。

附 則(平成17年7月29日 国海査169号)

この規程は、国土交通大臣の認可を受けた日(平成17年7月29日)から施行する。

附 則(平成18年6月8日 国海査93号)

この規程は、国土交通大臣の認可を受けた日(平成18年6月8日)から施行する。ただし、第9号様式の水島事業所の名称及び印影並びに品質管理規則別紙2の組織図は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成18年12月25日 国海査370号)

この規程は、平成19年1月1日から施行する。

附 則(平成19年6月28日 国海査100号)

この規程は、国土交通大臣の認可を受けた日(平成19年6月28日)から施行する。

附 則(平成19年8月29日 国海査196号)

この規程は、国土交通大臣の認可を受けた日(平成19年8月29日)から施行する。

附 則(平成19年11月26日 国海査339号)

この規程は、国土交通大臣の認可を受けた日(平成19年11月26日)から施行する。

附 則(平成20年5月15日 国海査第87号)

この規程は、国土交通大臣の認可を受けた日(平成20年5月15日)から施行する。

附 則(平成20年12月25日 国海査第449号)

この規程は、国土交通大臣の認可を受けた日(平成20年12月25日)から施行する。

附 則(平成21年12月24日 国海査第391号)

この規程は、国土交通大臣の認可を受けた日(平成21年12月24日)から施行する。

附 則(平成24年3月26日 国海査第522号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年1月1日 国海査第429号)

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則(平成25年10月1日 国海査第252号)

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成26年3月10日 国海査第451号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 26 日 国海査第 421 号）
この規程は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 16 日 国海査第 16 号）
この規程は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 28 日 国海査第 32 号）
この規程は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

検査に用いる機械器具の数等

機械器具名	当該機械器具を用いて行う検査等	検査業務規程中の該当条項	機械器具の数、性能、所在の場所等
寸法計測器具	危険物積付検査（隔離を要する危険物間の距離を測定）	第14条	数：検査事業所に各1個 性能：JIS 1級、長さ 7.5m 所在の場所：検査事業所 所有又は借入れの別：所有
寸法計測器具	危険物積付検査（隔離を要する危険物間の距離を測定）	第14条	性能：JIS 1級 所在の場所：危険物積付検査を受ける事業者 所有又は借入れの別：借入れ
質量計	危険物積付検査又は危険物コンテナ収納検査（少量危険物として運送する輸送物の総質量を測定）	第14条	数：1台 性能：秤量 50Kg、最小表示 0.02Kg 所在の場所：安全環境室 所有又は借入れの別：所有
質量計	危険物積付検査及び危険物コンテナ収納検査（少量危険物として運送する輸送物の総質量を測定）	第14条	性能：秤量 50Kg、最小表示 0.02Kg 所在の場所：危険物積付検査又は危険物コンテナ収納検査を受ける事業者 所有又は借入れの別：借入れ
圧力計	危険物積付検査又は危険物コンテナ収納検査（高圧ガスを充てんしている容器の内部圧力を測定）	第14条	所在の場所：危険物積付検査又は危険物コンテナ収納検査を受ける事業者 所有又は借入れの別：借入れ
放射線測定器（ α 線シンチレーションサーベイメータ）	危険物積付検査又は危険物コンテナ収納検査（放射性輸送物の放射能面密度を測定）	第14条	数：1台 性能：測定範囲0～30,000cpm 所在の場所：危険物積付検査又は危険物コンテナ収納検査を受ける事業者 所有又は借入れの別：借入れ
放射線測定器（ γ 線測定用電離箱式サーベイメータ）	危険物積付検査又は危険物コンテナ収納検査（放射性輸送物の最大線量当量率を測定）	第14条	数：1台 性能：測定範囲0～10mSv/hr 所在の場所：安全環境室 所有又は借入れの別：所有
放射線測定器（ γ 線測定用電離箱式サーベイメータ）	危険物積付検査又は危険物コンテナ収納検査（放射性輸送物の最大線量当量率を測定）	第14条	性能：測定範囲0～10mSv/hr 所在の場所：危険物積付検査又は危険物コンテナ収納検査を受ける事業者 所有又は借入れの別：借入れ

危険物積付検査料金表

1. 基本料金
 - (1) コンテナ詰めされている場合
コンテナ1個につき…………… 8,100円
 - (2) (1)以外の場合
危険物の個数が100個まで…………… 16,300円
危険物の個数が100個を超える場合は、10個又はその端数を増すごとに…………… 330円 を加算

ただし、1個の正味重量（放射性物質等にあつては、容器又は包装の重量を含む）が50キログラムを超えるものについては、50キログラムを超える100キログラム又はその端数を増すごとに1個を加えた個数とする。
2. 割増料金
 - (1) 時間外割増料金
16時30分から21時30分まで 一人1時間につき又はその端数につき…………… 2,100円
21時30分から翌朝5時まで "…………… 3,150円
5時から8時30分まで "…………… 2,100円
 - (2) 休日割増料金
日曜日、国民の祝日に関する法律に基づく祝日又は休日（12月30日、31日、1月2日及び1月3日を含む）の
8時30分から21時30分まで 一人1時間又はその端数につき…………… 2,100円
21時30分から8時30分まで "…………… 3,150円
3. 割引料金
検査日の前々日までに検査の申請を行った場合には、基本料金を800円割引く。
4. 諸料金
 - (1) 検査証交付料等
 - (ア) 検査証交付料
3通まで…………… 無 料
4通目から1通につき…………… 430円
 - (イ) 検査証再交付料
1通につき…………… 430円
 - (ウ) 英訳証明書交付料
3通まで…………… 無 料
4通目から1通につき…………… 430円
 - (2) 財務諸表等交付料
 - (ア) 書面による謄本又は抄本の場合 1通につき…………… 300円
 - (イ) 電磁的方法による場合は、1回につき…………… 300円
 - (3) 待機料
検査の指定時間を越え待機した場合は、次の料金を申し受ける。
一人1時間又はその端数につき…………… 3,250円
5. 付帯費
 - (1) 日当
陸路片道80Km（水路40Km）を超える日帰り出張の場合における日当…………… 2,200円
 - (2) 宿泊料
1泊につき…………… 14,000円
 - (3) 交通費
鉄道賃、船賃及び車賃は実費とする。
 - (4) その他
同一地区に複数の申請等がある場合、付帯費の申請者分担割合は別途協議を行うものとする。

危険物コンテナ収納検査料金表

1. 基本料金
コンテナ1個につき、当該コンテナに収納される危険物の個数が
 - (1) 100個までの場合…………… 19,500円
 - (2) 100個を超える場合は、10個又はその端数を増すごとに330円を上記(1)の金額に加算し、39,300円を限度とする。

2. 割増料金
 - (1) 時間外割増料金

16時30分から21時30分まで	一人1時間につき又はその端数につき……………	2,100円
21時30分から翌朝5時まで	〃	3,150円
5時から8時30分まで	〃	2,100円
 - (2) 休日割増料金
日曜日、国民の祝日に関する法律に基づく祝日又は休日（12月30日、31日、1月2日及び1月3日を含む）の

8時30分から21時30分まで	一人1時間又はその端数につき……………	2,100円
21時30分から8時30分まで	〃	3,150円

3. 割引料金
 - (1) オンライン申請システムを使用して申請した場合は、基本料金を3,000円割引く。
 - (2) 同一の申請者が同日同一市町村(ただし特別区及び行政区においては同一区内に限る。)において、複数のコンテナの検査を実施した場合は
 - (ア) 2～4個目のコンテナの基本料金を2,000円割引く。
 - (イ) 5～7個目のコンテナの基本料金を3,000円割引く。
 - (ウ) 8個目以降のコンテナの基本料金を4,000円割引く。

4. 諸料金
 - (1) 検査証交付料等
 - (ア) 検査証交付料

コンテナ1個につき3通まで……………	無料
4通目から1通につき……………	430円
 - (イ) 検査証再交付料

1通につき……………	430円
------------	------
 - (ウ) 英訳証明書交付料

コンテナ1個につき3通まで……………	無料
4通目から1通につき……………	430円
 - (2) 財務諸表等交付料
 - (ア) 書面による謄本又は抄本の場合 1通につき…………… 300円
 - (イ) 電磁的方法による場合は、1回につき…………… 300円

5. 付帯費
 - (1) 日当

陸路片道80Km（水路40Km）を超える日帰り出張の場合における日当……………	2,200円
---	--------
 - (2) 宿泊料

1泊につき……………	14,000円
------------	---------
 - (3) 交通費
 鉄道賃、船賃及び車賃は実費とする。
 - (4) その他
同一地区に複数の申請等がある場合、付帯費の申請者分担割合は別途協議を行うものとする。

第1号様式（第5条関係）

危険物積付検査申請書

年 月 日

一般財団法人 新日本検定協会 殿

船長の氏名

印

危険物船舶運送及び貯蔵規則第111条第3項の規定により、次のとおり申請します。

船種及び船名		船舶番号又は船舶検査済票の番号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名			
船籍港又は定係港		用途	
総トン数又は船舶の長さ		航行区域	
危険物の分類及び品名並びに数量			
危険物の積載場所		その他の積載貨物の品名及び数量	
荷送人の氏名又は名称			
船積地		発航予定年月日	
陸揚地		陸揚予定年月日	
検査を受けようとする年月日			
備考			

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

危険物コンテナ収納検査申請書

年 月 日

一般財団法人 新日本検定協会 殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

印

危険物船舶運送及び貯蔵規則第112条第3項の規定により、次のとおり申請します。

コンテナの総質量		コンテナの番号	
荷送人若しくは船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名			
危険物の分類及び品名			
危険物の容器及び包装			
危険物の数量		その他の収納貨物の品名及び数量	
船積地		発航予定年月日	
陸揚地		陸揚予定年月日	
検査を受けようとする年月日		検査を受けようとする場所	
備考			

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

危険物積付検査証

第 号

船種及び船名		船舶番号又は船舶 検査済票の番号		船籍港又は定係港	
用途		総トン数又は船舶の長さ		航行区域	
船舶所有者			船長		
危険物			その他の積載貨物 の品名及び数量		
分類及び品名	数量	積載場所			
船積地及び発航予定年月日			陸揚地及び陸揚予定年月日		
年 月 日			年 月 日		
危険物船舶運送及び貯蔵規則第111条第4項の規定により交付する。 年 月 日 一般財団法人 新日本検定協会 事業所					
					印

危険物コンテナ収納検査証

第 号

コンテナの総質量			
コンテナの番号			
荷送人又は船舶所有者			
危険物			その他の収納貨物の品名及び数量
分類及び品名	容器及び包装	数量	
船積地及び発航予定年月日		陸揚地及び陸揚予定年月日	
年 月 日		年 月 日	
危険物船舶運送及び貯蔵規則第112条第4項の規定により交付する。 年 月 日 一般財団法人 新日本検定協会 事業所			
			印

第 5 号様式 (第 11 条関係)

第 号
検査員証
氏名
上記の者は、船舶安全法第 28 条において準用する同法第 25 条の 47 に定める検査員であることを証明する。
平成 年 月 日
一般財団法人 新日本検定協会会長 ㊞

5.5 センチメートル

8 センチメートル

危険物コンテナ収納検査済

This CONTAINER,
when packing the DANGEROUS GOODS, is

INSPECTED

by Shin Nihon Kentei Kyokai (SK),
recognized by the Government of Japan, and
the compliance with the relevant regulations is confirmed.

Container Number :	
Date :	
District Office :	

This inspection is executed under the provisions of Japanese Regulations for the carriage and storage of Dangerous Goods by Ships.

15
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

20 センチメートル

CERTIFICATE FOR SAFE STOWAGE OF DANGEROUS GOODS

Date.
Certificate No.

Kind & Name of Vessel	Official No.	Port of Registry
Purpose of Use	Gross Tonnage or Length Overall	Navigation Area
Name of Ship owner		Name of Master
Dangerous Goods		
Classification & Name of Article	Quantity	Where stowed
Port of Loading & Sailing on or about		Description & Quantity of the others stowed together in place
Port of Discharge & Discharging on or about		
<p>We, under authorization of the Ministry of Land, Infrastructure and Transport, have carried out inspection in accordance with Article 111 of Rules for the Carriage and Storage of Dangerous Goods in Ships of the Ship Safety Law (based on IMDG Code) and hereby certify that the above dangerous goods have been loaded and stowed on the vessel in compliance with the requirements of the said rules.</p> <p style="text-align: center;">SHIN NIHON KENTEI KYOKAI BRANCH</p>		















CERTIFICATE FOR PACKING OF DANGEROUS GOODS INTO CONTAINER






Date

Certificate No.

Gross Weight of Container			
Container No.			
Name of Shipper or Ship owner			
Dangerous Goods			Description & Quantity of the others stowed together in Container
Classification & Name of Article	Packing	Total Number of Packages	
Port of Loading & Sailing on or about		Port of Discharge & Discharging on or about	
<p>We, under authorization of the Ministry of Land, Infrastructure and Transport, have carried out inspection in accordance with Article 112 of Rules for the Carriage and Storage of Dangerous Goods in Ships of the Ship Safety Law (based on IMDG Code) and hereby certify that the above dangerous goods have been packed in the container in compliance with the requirements of the said rules.</p> <p style="text-align: center;">SHIN NIHON KENTEI KYOKAI BRANCH</p>			

第9号様式（第20条関係）

事業所の名称	印影	事業所の名称	印影
一般財団法人 新日本検定協会 本部		一般財団法人 新日本検定協会 苫小牧事業所	
一般財団法人 新日本検定協会 鹿島事業所		一般財団法人 新日本検定協会 千葉事業所	
一般財団法人 新日本検定協会 首都圏サーベイセンター		一般財団法人 新日本検定協会 川崎事業所	
一般財団法人 新日本検定協会 横浜大黒事業所		一般財団法人 新日本検定協会 横浜事業所	
一般財団法人 新日本検定協会 清水事業所		一般財団法人 新日本検定協会 四日市事業所	
一般財団法人 新日本検定協会 知多事業所		一般財団法人 新日本検定協会 大阪事業所	
一般財団法人 新日本検定協会 堺事業所		一般財団法人 新日本検定協会 神戸事業所	

事業所の名称	印 影	事業所の名称	印 影
一 般 財 団 法 人 新 日 本 検 定 協 会 姫 路 事 業 所		一 般 財 団 法 人 新 日 本 検 定 協 会 水 島 事 業 所	
一 般 財 団 法 人 新 日 本 検 定 協 会 岩 国 事 業 所		一 般 財 団 法 人 新 日 本 検 定 協 会 九 州 事 業 所	
一 般 財 団 法 人 新 日 本 検 定 協 会 大 分 事 業 所			

委 任 状

私は （住 所）
（法 人 名）
（職・氏名）

を代理人として下記の権限を委任します。

記

危険物船舶運送及び貯蔵規則第 111 条第 3 項又は第 112 条第 3 項の規定による申請の手続きに関する一切の権限

年 月 日

委任者（申請者）の 住 所
法 人 名
職・氏名 _____ 印

危険物積付検査

第 11 号様式 (第 30 条関係)

検査事業所

申請書		申請者	船名	船舶番号 又は船舶 検査済票 の番号	危険物			検査場所	検査年月日	担当検査員 の署名	検査の結果
受理番号	受理年月日	氏名又は名称 住所			国連番号	分類	数量				

検 査 証		検 査 料 金						請 求		その他検査 の実施状況	事業所長の 確認
交付番号	交付年月日 (再交付年 月日)	基本料金	割増料金	割引料金	諸料金	付帯費	合 計	請 求 先	請求年月日		

危険物コンテナ収納検査

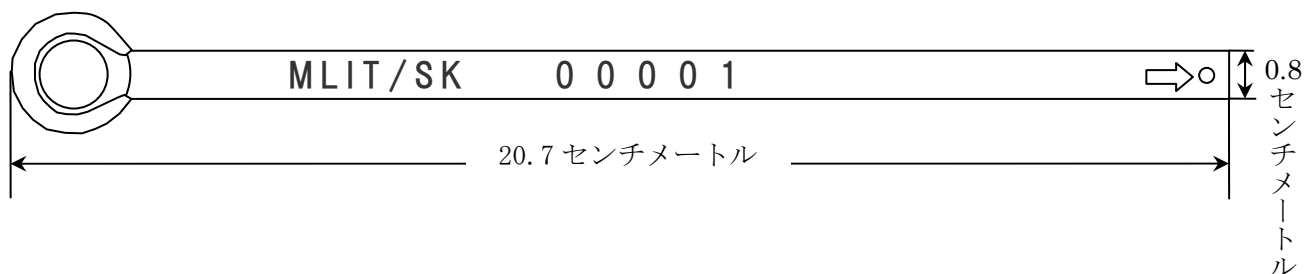
第12号様式(第30条関係)

検査事業所

申請書		申請者		危険物			検査場所	検査年月日	担当検査員の署名	検査の結果
受理番号	受理年月日	氏名又は名称 住所	コンテナ番号	国連番号	分類	数量				

検 査 証		検 査 料 金						請 求		その他検査 の実施状況	事業所長の 確認
交付番号	交付年月日 (再交付年 月日)	基本料金	割増料金	割引料金	諸料金	付帯費	合 計	請 求 先	請求年月日		

第 13 号様式 (第 16 条関係)



材 質	鉄板 (板厚 0.27mm)
色	表 : ネイビーブルー 裏 : グレー
印 字	MLIT/SK 00001 (5桁の通し番号)
印字の大きさ	30mm × 5mm